

決算審査特別委員会会議録

(後期高齢者医療特別会計)

(国民健康保険特別会計)

(漁業集落排水事業会計)

(簡易水道事業会計)

(水道事業会計)

(町立太良病院事業会計)

(令和7年9月12日)

〔第1日〕

審査内容

議案第 52 号	令和 6 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第 53 号	令和 6 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第 54 号	令和 6 年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	17
議案第 55 号	令和 6 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について ..	17
議案第 56 号	令和 6 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	17
議案第 57 号	令和 6 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	27

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	竹下 泰信	副 委 員 長	待永るい子
議 長	江口 孝二	副 議 長	川下 武則
委 員	坂口 久信	委 員	所賀 廣
委 員	山口 一生	委 員	峰 正雄
委 員	森田 政則	委 員	大鋸 美里
議 選 監 査 委 員	田川 浩	事 務 局 長	今泉 哲也
書 記	下川 慎二		

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	永淵 孝幸	副 町 長	毎原 哲也
会 計 課 長	森川 陽子	財 政 課 長	西村 芳幸
健 康 増 進 課 長	中溝 忠則	環 境 水 道 課 長	川崎 和久
太良病院事務長	井田 光寛	財 政 課 財 政 係 長	土橋 久昭
税 務 課 収 納 係 長	平石 信行	健康増進課保険係長	竹下 清信
健康増進課健康づくり係長	福田 里美	環境水道課簡易水道係長	樋口 和規
環境水道課水道係長	境田 裕也	環境水道課環境係長	塚本 一茂
太良病院経営管理係兼医事係長	中野 浩輔	太良病院経営管理係員	宮崎 達也

以上 29 名

午前9時26分 開会

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

改めまして皆さんおはようございます。

今回の決算審査特別委員会の進行役を務めるようになりました竹下でございます。

よろしくお願いいたします。

この委員会がスムーズに円滑にいくように努めてまいりたいというふうに思いますのでよろしく願います。なお、副委員長につきましては、待永議員が就任されましたのでよろしく願います。それではただいまから決算審査特別委員会を開催いたします。

本日から3日間にわたって行われます決算審査特別委員会は、町が執行した各種事業単位の成果、またそれらが町民サービス全体の向上にどのように寄与したかを検証する委員会であります。企業会計、一般会計等の決算審査につきまして、委員各位には執行部から各会計の決算書及び行政実績報告書、併せて監査委員の意見書等書類が配布されております。委員会の開催にあたり委員各位には事前に配布書類の精査をお願いしており、委員からは積極的な御意見と御質問をお願いするものであります。それでは審査を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は10人です。定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

お諮りいたします。お手元に決算審査特別委員会の議題を配布しておりますので御覧ください。

本日はこの議題の2、付託議案審査案件、②の議案第52号から⑦議案第57号までの2つの特別会計と4つの企業会計、合わせて6つの案件を審査、採決し、第2日目、第3日目に①の議案第51号、一般会計を審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。

よって、本日はこの2つの特別会計と4つの企業会計、第2日目、第3日目に一般会計を審査することに決定いたしました。

ただいまから審議に入ります。

お諮りします。ただいまから特別会計の審議に入りますが、後期高齢者医療特別会計及び53号の国民健康保険特別会計の2つの特別会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。よって、議案第 52 号令和 6 年度太良町後期高齢者医療特別会計、歳入、歳出決算の認定について、議案第 53 号令和 6 年度太良町国民健康保険特別会計歳入、歳出決算の認定について、決算書の 226 ページから 275 ページまで、行政実績報告書では 80 ページから 93 ページまでの一括審議に入ります。

議案第 52 号 令和 6 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 53 号 令和 6 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。よろしくお願いします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

《後期高齢者医療・国民健康保険特別会計の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、会計名と関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いしたいと思います。

なお、1 つの質問案件については、基本的に 3 回までの質疑としますので、よろしくお願いします。それでは質疑の方よろしくお願いします。

○山口委員

後期高齢者のほうの行政実績報告書の 83 ページの保険料率の推移というのがあって、令和 6 年度から 7 年度は、5 万 7,100 円ということで、均等割額が 3,000 円上がっていますということですが、これ今後どのくらいまで上がる見込みなのか、そういうのが示されていれば教えてください。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えいたします。

先ほど山口議員のほうから質問がありました、料率の変更等についてでございますけど、こちらについては佐賀県後期高齢者医療広域連合にて、2 年に 1 回改定することとなっております。その改定につきましては、医療費の実際の伸びとか、各被保険者さんの収入、保険料の伸びとかを踏まえられたうえで、試算されてこっちの後年度以降の保険料の方を決定されることとなっております。よって、今後伸びるかどうかにつきましては、当然医療費が現状より伸びるということになった場合には伸びる可能性は出てくるものと思われ

ます。

以上でございます。

○山口委員

そしたらこの均等割額というのは、大体その最低限、年間納める金額という理解でよいかですか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

均等割額につきましては、被保険者が必ずお支払いしていただく金額となりまして、議員のお見込みのとおり、1年間でお支払いをしていただく金額となっております。

以上でございます。

○山口委員

被保険者の状況という81ページの、3割負担をされている100歳以上の方が一人いらっしゃるということなんですけども、ここはあまり関係なくて、1割負担の方が88.9%ということで、そんなに余裕があるわけではないなと思うんですけど、こういった負担が年々今後増えていくということになったときに、1割負担をされているようなこういった方々への影響というのは、どういうものが考えられるのでしょうか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

すいません、少しちょっと難しいところのお話になるんですけども、一旦低所得者の方につきましては、ここの均等割額ですね、こちらのほうから7割軽減する方、5割軽減する方、2割軽減される方というのが、収入の状況に応じて設定されております。当然保険料とかが、今後上がるとなった場合には、やはり低所得者の方にも、その一定のご負担を求めていかないといけないことになると思われます。それはもう当然、社会全体としてそのような考えとなっておりますので、今後均等割等が上がる場合についても、低所得者の方についてはある程度配慮はされるかと思いますが、相応のご負担をお願いすることになってくると思われます。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

この83ページの保険料の推移ですけれども、賦課限度額が14万円ほど、2年単位でいくと5万円とか、今まで多くて5万円やったんですけど、今回6、7年度と4、5年度と比較したら14万円ほど大幅に引き上げられとつとですよ。この理由なんか分かりますか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

今回のその増額、賦課限度額の増額の幅についてでございますけども、所得に応じてその負担される率というのは、やはり決まってくると思うんですけども、賦課限度額が今回14万円上げることによって、所得が高い方に多めに納めて、負担能力の高い方に多く

納めていただくような改定がなされたものというふうに理解しております。

以上でございます。

○所賀委員

未収金のことでお伺いします。国民健康保険税の未収金明細書を今見っていますが、平成 19 年度分から平成 28 年度分まで、これは全然未収金額が同じで結局 1 円は入金しとらなくてかたちですたいね。それ以降は少しずつあっとですが、これだけ集金ができているというのは、その集金方法としてはどのようにされとつとですか。また今後どういった対策をもって集金にあたるつもりですか。

○税務課収納係長（平石信行君）

お答えします。

未収金につきましては、一応今納税相談を行いながら、特にこの未収金の今おっしゃっていただいた 19 年度からの方につきましては、少しずつ納めていらっしゃる方もいらっしゃる、連絡がつかない方もいらっしゃいます。もう随時本当は落としていきたいところ、不納欠損にしていきたいところなんですけども、一応不納欠損というのが、全体の納税交渉したら、また時効が伸びますので、その点で平成 19 年度の方が残っているような状況になっております。

○所賀委員

これだけのうちに太良在住の方、そうでない方の割合はどがんですか。

○税務課収納係長（平石信行君）

お答えします。

今現在太良在住と太良在住じゃない方の数字をすぐに出すことが申し訳ございませんが、できません。計算すれば出てきますけども、亡くなられた方、あと外国の方とかもいらっしゃいますので、ちょっとそういう方で内訳的には分けないといけないかなと思っております。

○所賀委員

いやいや。数字的に何百人という単位じゃなく、1 人とか 2 人とか 3 人とかでしょうが。未納者。太良在住か在住ではないかというところとすぐ分かんばいかんでしょう。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

明細は分かりますかね。

○税務課収納係長（平石信行君）

ちょっとすいません。今こういう分類はしておりませんでした。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

のちほど分類をしてもらうということでよかですか。

○所賀委員

分類をしとらんというとはおかしかて思うです。太良にいるのか、いないのか。他所の県外にいるのか。

○税務課収納係長（平石信行君）

今69人いらっしゃいますので、その69人の方の債権的には管理をしておりますけども、今お答えするその県外なのか、国外なのか、死亡者なのかというのを分類しておりませんでしたので申し訳ございません。

○坂口委員

そんなくらいとばしとりません、しとりませんじゃどがんもされんじゃなかな。そいけん今日中なら今日中に調べて持ってくればな一人もなかったいね。聞かれるとはどがんとは聞かるいろ分からんわけやろうが。もうそぎゃん答弁ぐらいはせんごときい。

○税務課収納係長（平石信行君）

所賀議員の今の質問に対して分類をしまして、あとで提出をさせていただきたいと思います。

○待永委員

国保の委員会でも度々問題はなるんですけど、86 ページに所得の割合ずっと書いてある表があるんですけど、所得なしから 300 万円以内の人たちが全体の 90 パーセントぐらいいらっしゃるわけですよ。なかなか高齢化でどんどん退職された方とか、所得のない方が国保の保険に入っている人が増えてくるということで、この先もっと増えるんじゃないかなと思うんですよ。低所得者の方の割合が。それで7割減やったですかね、89 ページにあるのが、759 人半分以上の方が7割、5割、2割の減額ですね。そういう状況でだいぶ太良は保険料を安くしてあると思うんですけど、今度県で一斉に保険料が上がるということで、すごく町民の皆さんに負担が大きくなるんじゃないかなと心配しているんですけど、その辺に向けては対策を毎年取られているんでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員も国保運営委員会の委員ですので、私がその中で言うのは、やはりここで国保税を今の状況の中で上げるのはいくらでも上げていいんですけども、今経済的に町民の方も苦慮しておられる中であって上げる必要はないと。なんでかという基金がまず1億近くあるじゃないですか。そういったものを活用して、国保税をここで上げなくても私はいいというふうなことを申しておるわけです。ですから今後ここら辺がもう県のほうでやっていくわけですので、それは近い将来県が一括してやりますから、増えるかも分かりません。それは増えると思います。しかしそこを見込んで今から上げていくというのも1つの方法かも知れませんが、基金がこれだけあるのにそこまでして今町民が物価高騰じゃなんじゃって苦しんでいるときに、上げる必要があるのかなというふうなことで、私は委員会の中では上げることはございませんということを話しております。

○決算委員会副委員長（待永るい子君）

議員の皆さんにもそういう状況を知ってもらって、どうすればいいかというのを皆で考えていかんと思うんですけれども、そのときになってから、今はありますけど、そんなときになってからの対策ですよ。傾向としてはどんどん低所得者の人が増えていくという、高齢化も進んでいくという中で、やっぱりそこを考えながら、今はそうですけど、そこをちょっと。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今町長のほうから、基金が1億200万円程度ございます。議員の皆様も御存じだと思いますけど、今県のほうで保険税率というのを統一に向けて、今スケジュール的に県の各部会ごとに会議がなされております。前年度も申し上げたと思いますが、令和12年度には佐賀県全体もう一律に税率が完全統一になりますので、これはもう避けては通れないかなというふうなお答えでございます。先ほど待永議員のほうから所得が低くて税率が上がればどうなるのかなというふうなことをおっしゃられましたけど、町長のほうも先ほど言われたとおり、この税率につきましては、国保の運営委員会のほうで協議を毎年行っております。その協議会のテーブルの中で担当課のほうで今後単年度ごとに県の方が保険税率を毎年出しております。それを基に国保の運営協議会でその税率を基にうちのほうで試算を出して、それを町長、財政当局と協議をして運協のほうに諮ってその運協のほうで出された協議内容を町報たらのほうに掲載をして町民の方に現在お知らせをしているところでございます。従いまして、令和12年度には完全統一で令和9年度に準統一というのがスケジュール的に組まれておりますので、今県の各部会のほうでいろんな協議をなされておりますので、詳細は随時提供してまいりたいと思いますが、いきなりやはり町民の方に負担をすぐ強いるということは難しいと思いますので、その方には運営協議会で出された内容を広報町報等を通じて、町民の皆さんにお知らせしている状況でございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

今担当課長が言うたごとですもんね。国保は国保の運営委員会の中で、その中でこういった意見が出て、そして今後やはり私が今言ったようなことじゃなくて、いやいや、町長が言うたとはいかんと。徐々に上げていったほうがいいですよという私のほうに提案いただければ、それは当然運営協議会の中で決められた話となれば率を上げて、町民さんにも国保税は上げていきますよという話ができるわけです。しかしそれを説明したとき、国保税は私は上げないと今のような話をしたんですね。それでそのときは運営委員さんたちは納得していただいた関係で、今のようなお話をしているわけです。ですから、これも待永議員も先ほど言った運営委員ですので、その中でしっかり発言をしていただいて、我々に

ほかの運営委員さんに分かるようになるまで説明していただければと思います。

以上です。

○副議長（川下武則君）

今町長も言うてもらったごと、私が一応委員長して、できれば町長の在籍中がもう上げないでそのままでいってくださいということを、今待永さん国保の委員に入って今2年目ですけども、その前からまだ久保先輩もいるときから、お願いをしてずっと今日きてますので、議員の皆さんもそいだけは承諾をしてもらってというふうに思います。今段階的にという話も全くゼロじゃなかったんですけど、できれば今町長がおる間は基金のほうの積み立てもずっとしよるけんが、太良町にお金がなかとやったら、段階的にも上げていかないかんばってんが、今のところ財政的にもよかし、そこは西村財政課長もいるけんが、分かるように今の太良町ではわざわざ税率を上げるだけのあれはないけんがということをお願いをしとところす。議員の皆さんもそこら辺を十分理解をしてもらってすればいいかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○峰委員

2点お尋ねしたかとですけど、87ページのこの葬祭費ですね。これが6年が2.5倍ぐらいいになつとごと、その内容をお話していただきたいのと、もう1つはこの決算書とか書類、予算書も然りばってんが、会議が始まつとが5日から始まるわけですよ。それで5日に私たち書類ばもらうとですけど、そいに一般質問もあつてそして今日がこういった場になるとですけど、10日もないぐらいな感じしかなくつすよ。その中で莫大な資料ばもろうて、分かると思いますけど、とてもじゃないけど私たちの頭じゃついていききらんとすよ。そいけんできるならもうちょっと早めにこの書類を配布ができないのかなというお願いと2点。

○議長（江口孝二君）

そぎゃん思うごたんないば、はよといぎゃこんば。議運の終わつたときには、持つて行ってよかてしとつとやっけんね。もう用意ばしてあつとやっけん。そりゃ言うごと自体がおかしかけんね。決め事で決めとつとやっけん。終わつた時点で用意しとつとやっけん。誰一人として取りぎゃこんばってんさ。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

議運が済んでから配布する。

○峰委員

済んでからっていうても、2日ぐらい、いんにゃ3日か。

○議長（江口孝二君）

そういう話であれば、そこはちょっと……。今の決め方は議運が終わつた時点で……。

○峰委員

そりゃ、議運の終わっぎこの書類ば取いぎゃきてよかていう話はちょっと私も知らんや
ったけんですよ。

○議長（江口孝二君）

知らんやったじゃすまんけんね。そこはちゃんとわきまえてもらわんぎ。議会の中で決
めればよかことやけん。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

その辺が徹底しとらんやったていうことですね、今後はそういうことですので、そう
いう対応でやっていきたいというふうに思いますし、もう少し早めに渡してくれていうこ
とであれば、その中身についても検討をしていくということによろしいですかね。

○所賀委員

ちょっと今の件ですけど、議長が言ったごと議運が終わったあとに配布できとつよう
ですけど、その前に果たしていつが最短でこれ配布できるように製本し仕上がっていますか。
その辺議会の局長に聞けばいいですかね。早く配布できるとすれば出来上がとらんぎ配
布できんわけね。じゃあ配布できるようなかたちに出来上がとは最短でいつぐらい。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

決算書は今年度でいいますと、お盆前くらいに大体製本できているんですけど、こちらの
行政実績報告書のほうが、大体例年8月の20日過ぎぐらいになるんですよ。決算が固まっ
てから、それから各課でこの内容を作成して、チェックをなんべんもかけて、印刷に出す。
印刷に出してからでも2回か3回校正するので、どうしてもそれぐらいの期間がいるんで、
頑張ったところでも8月20日ぐらいが精いっぱいなところかなと。そういう状況です。

○峰委員

はい、分かりました。私もこいはもう一番最初なったときに思ったんですけど、もうそ
いから何年、2年ぐらいなとですけど、そういうもんで思ってしよったばってん。やっ
ぱいなかなか私たちも一本でしよとなら、結構時間もあつとですけど、なかなかそうい
うとがなかもんで、こうもらってから見よっぎほぼほぼ見る時間が少なかったもんですか
ら、今回ちょっと1回聞いてみようかなと思ったけん、今聞いたような次第です。議長よ
かですか。

○議会事務局長（今泉哲也君）

すいません。私のほうからこれは議会の内部のことになりますけれども、大体通常は上
程されてから、議案とかなんとかは配るというのは通常ですね。当然招集日の日に議案は
上程をされますので。ただそれじゃということで、議会運営委員会でこれ出しますよて、
この案件出しますよてなったら、運用でその議運があった翌日に必要な方は取ってきても
らえれば事前に勉強もできるという、これは議会のなかでも申し合わせ事項で決まってい

るので、開会日までありますけど、その1週間の間に勉強したいという方は議会に取りに来てもらえれば勉強できますよということで、それは一番初めからやってきていることで、説明もいたしております。これは議会の内部のことですので。運用して1週間早く提案される前にいただいているということで、そこは議員の皆さんにもご承知をしておもらいたいというふうに再度ですね、思っております。

以上です。

○峰委員

はい。よかです。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

1点目の質問事項なんやったかな。

○峰委員

もう1回し直しましょうか。

そいは87ページ葬祭費のところの令和5年度が8件で、今回21件ですけど、2倍以上増えとっばってんが、そいはどういった内容なのかというのが。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

葬祭費につきましては、国保の被保険者が亡くなられた際に、支給させていただいているものとなっております。よって、こちらで上げさせていただいている件数21件、21名の方が6年度にお亡くなりになられたということになります。

以上でございます。

○峰委員

倍以上増えているということで、状況としてこいから増えていくのか、それともその年にもよっとやろうばってん、金額的にも上がってくってということですよ。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今、峰議員のほうから金額的にはどうだろうかという、上がっていくとやろうかというご指摘でございますけど、やはり先ほど係長が申し上げましたとおり、若い方が国保の被保険者の方の若い方が昨年度多くなって、たしかに私も50代、60代の方が結構お亡くなりになっていました。ですので、その要因の分析はしてないんですけど、いろんな疾患をお持ちだったかもしれませんけど、やはりここでこれだというのはちょっと原因は分かりませんが、やはり健診ですね。特定健診をこの方受けられておったのか分かりませんが、やはり皆さん健診を受けられておりますよね。ですのでがん検診とか特定健診を必ず1年に1回は受けるということで、そのあと指導とかあれば指導も受けていただくというふうなことを必ずしていただきたいというふうに考えておりますので。これは分かりま

せん、伸びるか、伸びないかはですね。ちょっと分からない状況でございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

行政実績報告の 42 ページを見てももらえれば分かりますけれども、死亡が年間 177 人となっております。この中で国保世帯の方、後期高齢の方もいらっしゃって、ほぼほぼその 65 歳以上の方が亡くなられているわけですね。ですから、先ほど担当課長も言うように、いろいろな健診とか予防接種とかそういったことを助成をやっておりますので、健康には注意して少しでも逆に皆さんが長生きしていただかんと子どもはその横にあるばってんが、26 人ぐらいしか生まれとらんということでございますので、やはり人口減のなんのために 170 人以上の方が亡くなっておられるということですので、そういうふうにならんごと、もっとやはりこういった国保税とかいろんな税金も上がるかも分かりません。国保の医療費が上がればですね。しかしそれを言ったら元も子もありませんので、そこら辺は早めに早めに対応で病院等に行っていたいで。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

さきほど費用の件がでましたので、補足をしたいと思います。この葬祭費につきましては、葬祭執行者に 3 万円の支給を町より行っております。

以上でございます。

○山口委員

先ほど国保の負担を徐々に上げるか据え置きかという話があったと思うんですけど、令和 9 年に準統一、令和 12 年に完全統一ということでシステムが統合されていくことだと思うんですけど、例えば利率を据え置くとかそういうことが統一された後も、例えば町に裁量があるのかどうかそこを教えてください。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほどの山口議員のご指摘ですけど、完全統一となった場合の町の裁量、基金の裁量ですね、経費の裁量というご質問をお伺いしておりました。この町の裁量につきましては、もう基金は持っていきませんので、この 11 年度までに基金の方を使い切るかどうかというのをちょっと考えなければいけない状況ですので、今のところ基金をうまく運用して、税率アップの金額に穴埋めしている状況でございますけど、11 年度までには何とかこれを持っていきませんので、そういう状況でございます。

以上でございます。

○山口委員

その基金を 11 年度までに消化しきるといえるものがあるとして、その 12 年度完全統一され

た場合に結局、税率上げざるを得ないということになるということですか。遅かれ、早かれていうことなんでしょうか。それとも 12 年度以降も例えば太良町が負担を抑えるために一般会計からの繰り入れを、もっとして税率を据え置きますみたいな、そういう操作ができるのかどうかというのがちょっと気になっているというかそこどうですか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

12 年度以降につきましては、税率が佐賀県内統一されますので、そういう裁量、町独自の裁量というのは介入できないと考えております。

以上でございます。

○山口委員

その 12 年度までは私も据え置くというのは賛成です。そこはちょっと誤解がないようにしてほしいんですけど、12 年度以降は被保険者の方にいきなり負担がどんと上がるような印象でいうか、事実が今は待っている。例えばそのぐんと上がるのがどれくらい変化があって、どれくらい負担が増えるのかという周知を、例えば 12 年度までは町も粘るんだけど、それ以降はちょっとどうしようもないですみたいなお話を段階的に、その金銭的な負担はそれまで吸収するとしても、そういう事前の情報みたいなのは何かしらのかたちで皆さんに周知しないと、そのときにいきなり、これは何だみたいな話になりそうな感じがしているんですが、そこはどうですか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先に答弁いたしましたこととちょっと重複しますが、周知の内容につきましては、今年の町報たら 7 月号にて保険料の比較の一覧表を出しております。ですのでそれにつきましては、医療分、後期支援金分、介護分の金額をうちの情報を町報に載せておりますので。それと、この載せる前は何回も言いますが、運協のほうに諮って、これだけ本当は県の保険税率の率と今現在太良町が行っている税率はこれくらい乖離がありますよという状況を運協のほうで諮ったうえで、それを承認いただいて、町民の皆様には今現在こういうふうになってますよというお知らせは必ず毎年行う方向で考えておりますので、これはもう町長の指示でありますので、周知、広報につきましては毎年今の太良町の国保、県の国保の状況というのをお知らせするようになってますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大鋸委員

行政実績報告書の 87 ページの療養の給付、入院と入院外ですね。以前担当課の方から国保の医療費の順位疾患別データを出していただいたんですが、それは令和 5 年度分までだ

ったんですが、令和6年度の時点での上位疾患、4番目ぐらいまでを教えてくださいなと思います。入院外来両方の分がありますよね。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

大鋸議員さんの入院プラス外来での主要疾病の状況についてでございますけども、1番目が統合失調症、2番目が慢性腎臓病透析あり、3番目がうつ病、4番目が関節疾患、5番目が糖尿病というふうになっております。

以上でございます。

○大鋸委員

ありがとうございます。

慢性腎不全が2番目ということで、透析の方もいらっしゃるということで、透析の方の人数と、あとは年間1人どのくらいかかるかというのを教えてくださいな。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

町内の令和7年7月末現在の透析者人数につきましては、36名となっております。費用につきましては、おおよそ500万円から600万円の総医療費というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○大鋸委員

36名ということで、数年前令和3年度ですかね、そのときは慢性腎不全の方はもう少し順位としては下だったと思うんですね。それが今昨年度から上がってきているということで、結構医療費というところでは、すごく1人透析を受けると年間必ず500～600は必要になるということで、慢性腎不全、糖尿とかそういったところからなる方が多いと思うんですが、その辺での抑制というか、そこにいきつかないようなプランというのが、なされているのかどうかというのをお尋ねしたいです。

○健康増進課健康づくり係長（福田里美君）

お答えいたします。

腎不全というのが、やっぱり糖尿病が悪化してからの、慢性腎不全になられる方がいらっしゃるということで、特定健診を受けてくださった方に対して結果説明会をしているんですけども、そこで昨年までは高血圧のお話をしていたところ、6年度からですね。糖尿病の話にするということで、皆さんに糖尿病になったら、そしたら腎不全になって、透析をすることになるんだよというような周知をするようにしております。

以上でございます。

○大鋸委員

私以前透析室で勤務していたこともあって、透析の現状というのはすごく患者さん自身も週3回、4時間ベッドに張り付きなんですね。なので結構生活の支障がかなりある。ただ生活の質というのは、その人なり、個人、個人で上げていくことができるんですが、それを持続していかなければならないというのと、医療費が年間500万円は掛かるという。以前は私いたときは300万円ぐらいだったような気がするんですが、かなり上がっていると。だから一人になるとその分医療費が加算されるということになりますので、やはりこのどうにかストップさせるような、そういった取り組みというのが、ほかの自治体でもなされたりしているので、こういったところにちょっと目を置きながら、少しなるべく透析に行かないようにするような、そういったことも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。あとは結構医療現場では、患者さんの苦痛軽減というところで、早めに透析導入される場所もあるんですね。以前は結構苦しんで、尿毒症になるかならないときに、導入されていたんですけど、今はおそらくもう数値が悪いから、早めにちゃんと作って導入しようという動きが結構あったりするので、なるべくやっぱりなるとそれだけメリット、デメリットあると思うんですけど、そういったところの周知だったり、そういった病院にかかっているところ、太良病院とも連携しながら、その辺も視野に入れて取り組んでいただいているとは思いますが、そこら辺の強化というのも、今後必要になってくるのかなと思って質問をしたところです。

○健康増進課健康づくり係長（福田里美君）

まず糖尿病も自覚症状がございませんので、まず特定健診を受けて、糖尿の値を知るとか、腎臓の値を知るところから、予防の第1歩になると思いますので、今後も引き続き受診率を上げていくというところもしていきたいと思っております。

以上でございます。

○坂口委員

後期高齢者のここ2、3年の医療費の推移分がつかない。高くないよっのか、低くないよっのか。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

後期高齢者医療の一人あたりの医療費についてでございますけども、太良町が令和6年度速報値になりますが、医療費として平均109万1,763円というふうになっております。こちらは県内順位で見ますと、低い方から6番目に該当する順位となります。

以上でございます。

○坂口委員

大体原因は分かんね。分からん。どういう原因が一番多かとかね。

○健康増進課保険係長（竹下清信君）

お答えします。

後期高齢者のちょっと先ほど国保のほうでお答えさせていただいた医療費、入院、外来の分で上位疾病の分についてちょっとお答えさせていただきたいと思います。1番が関節疾患、こちらで医療費が約1億2,000万円程度、次に骨折9,200万円程度、骨粗しょう症7,800万円程度、4番目に慢性腎臓病透析ありが7,500万円程度、次に5番目で不整脈ということで7,000万円程度の費用が掛かっている状況でございます。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

質疑がないので質疑を終了いたします。討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

討論ないので採決いたします。

議案第52号及び議案第53号の2議案を一括して採決いたします。

議案第52号 令和6年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和6年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2議案は原案どおり認定すべきことに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。よって、議案第52号及び議案第53号の2つの特別会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時49分 再開

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

お諮りいたします。

次に、審査をいたしますけれども漁業集落排水事業会計、簡易水道事業会計及び水道事業会計を一括して審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。よって議案第 54 号 令和 6 年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第 55 号 令和 6 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、及び議案第 56 号 令和 6 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての一括審議に入ります。

議案第 54 号 令和 6 年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 55 号 令和 6 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 56 号 令和 6 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

企業実績について関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いします。

○環境水道課長（川崎和久君）

《漁業集落排水事業会計、簡易水道事業会計、水道事業会計の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

なお、先ほど申し上げましたとおりに質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、会計名と関係書類名及びページ数を言ってから質疑をしていただきたいというふうに思います。質疑の方ございませんか。

○山口委員

ページ数は水道事業が 3 ページ、簡易水道の方も 3 ページ。水道事業と簡易水道で今水道事業のほうで経常利益が 580 万円で、簡易水道のほうで経常利益が 680 万円、今年度純利益 680 万で、今利益が出ているという状態だと思うんですけど、大体もう給水人口でいうか使う人が減れば、これが 0 に近づいていく、赤字に反転するみたいなものがあると思うんですけど、大体給水人口が何人ぐらいになったらちょっとトントンぐらいになるという分岐点みたいなのはどのくらいなのか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

水道事業と簡易水道ですけど、経営戦略というものを令和 4 年度に立てています。簡易

水道のほうは当時まだ特別会計なので、あまり参考にならないため、水道事業で申し上げますと、令和 13 年度経営戦略については、129 万 5,000 円の純利益となっております。議員おっしゃるどこで反転するかということなんですけど、令和 14 年度ないし、15 年度ぐらいで収益が反転してくるのかなという考えでございます。

以上でございます。

○山口委員

その使用する方が減ればその分インフラが摩耗する速度に緩やかになるのかなと思うんですけど、それを勘案しても水道の料金というのを、200 円上げるとか 1,000 円上げるとか、将来的には必要になる可能性もあると思いますけど、そういうのって今水道料金を据え置くかどこかのタイミングで上げないといけないのか、そういう考えって今どんな感じですかね。

○町長（永淵孝幸君）

水道料金にしても、簡易水道料金にしても、運営委員会の中では私は上げないと、当分これでいきますというふうなことでしております。ですから収益でそのまま収益分で一巡するのが当たり前ですけども、それはとてもできないと。だから水道料金を上げるのは先ほどの国保じゃないですけど、簡単ですけども、上げて今これだけ経済的に落ち込んでいる中で、ほかの地区は水道料を事業団からして上げるという話もあっておりますけれども、うちの場合はそこまで敢えて上げて運営していくということは必要ないんじゃないかということで、今のところは水道料金の値上げというのは考えておりません。将来的に状況を見ながら上げる時期がくれば、していかにやいかんと思いますけれども、今の段階では考えていないということです。

○山口委員

その水道事業にしても、簡易水道にしても、剰余金というかこうちょっと余ったやつを積み立てているやつとか、ここを見ると 1 億 7,000 万円とかあるんで、そのそういうお金をうまく使えば、水道料金の値上げというの、遅らせるというかそこはできるかなと思うんですけど、一番お金かかるのが水道管の入れ替えだと思います。何かこういうの例えば調査をするとかそういうときに超能力とかあるわけじゃないので、どこが漏れているとか分からないと思うんですよ。何かそういうのをうまく発見するというか、そういうので最近使えそうな技術とかそういうのを今研究されているとか、そういうほかでやられていることとか、そういうのがあればインフラの維持にかかる維持にかかるコストを下げるという意味で何か認識されていることがあれば教えていただきたいと思いますけど。

○環境水道課水道係（境田裕也君）

漏水に関しては、県内でも航空衛星を使った調査があるんですけども、そのまだ実績の数値として、はっきりとしたものが出ていない状況なんですよ。うちのほうがちょっと

まだ費用もかかることから、どうなのかなという検討には上がっているんですけども。取り組むよというところまではっていない状態です。

○山口委員

何かうまくそういうものを発見できるようなのが、例えば国のやつにのっかれるとか、県から何か言ってみて、やってみらんねみたいな話があれば是非1回試しにやってみていただきたいなと。

○環境水道課長（川崎和久君）

補足で。先ほど係長のほうから答弁ありましたけど、多分鹿島市さんのほうが今度取り組まれるのかなって。そういった情報を聞いております。近隣の市町でそういった実績が出てきたら、どういった効果があったのかというふうな意見がもらえenと思いますので、そういった意見を汲んで太良町のほうもできたら採用したいと考えております。

以上です。

○議長（江口孝二君）

毎年配水管の取替工事をされとつですよね。全国各地で水道管の陥没事故等が発生しておりますけど、町の設備で耐用年数の過ぎた管はどのくらいぐらいありますか。

○環境水道課環境係長（塚本一茂君）

漁業集落排水施設からまず回答いたします。漁排のほうは、経営開始から23年経過して、管路のほうは耐用年数内ということで、管路の更新というのはまだ計画はしておりません。

以上です。

○環境水道課簡易水道係長（樋口和規君）

簡易水道事業ですけども、水道施設導水管、送水管、配水管合わせまして、75キロあるんですけども、そのうち耐用年数経過をしている分につきましては、約12キロメートルあるという状況であります。

以上です。

○環境水道課水道係長（境田裕也君）

水道事業につきましては、7.5キロ程度耐用年数を経過した管があります。

○議長（江口孝二君）

耐用年数が過ぎるとイコール老朽劣化しにとっては思わんとばってんですよ、それには最終的にはちゃんと取り替えていかにゃいかんごとなつたいね。先ほど山口議員の質問で町長が上げる気はなかって言われたばってん、やっぱいそこら辺は込みしてやっぱいある程度耐用年数が過ぎたもんは、優先的にしてもらって、そこにいくらか費用が発生すっけんですよ、そのいつまで、いつからていうことは言われんばってんですよ、そこら辺は先ほどの話じゃなかばってん、いくらか対応を計画せんばいかんとこのあつとじゃなかろうかにやて思ふばってん、その辺はどがんですかね。

○町長（永淵孝幸君）

たしかに今事業費がかかる場合は、今の水道料では賄えなくなったら、上げにやいかんと。しかしこの運営委員会のなかでも、話しておりますけれども、今うち是一般会計からも結構繰り出しながらやっていきよっわけですね。そこら辺で問題出てきて大幅な耐用年数過ぎたのに、金がかかるようであれば、そりゃそのときで計画を上げる段階で、していかんやいかんし、ほかの資金を借りるとかあればそういったものを利用しながらというふうなことで、いろいろな工夫はしていかんやいかんですけども、水道料金を上げていくのは、先ほどの国保同様簡単なんですけど、これだけ皆さん方苦慮されている中で、水道料を上げていくというのはいかがなものかなというふうなことで、今水道料金の値上げについては考えてないというふうなことを申し上げているわけです。しかし、この耐用年数過ぎたやつを大幅に変えていかんやいかんと、もうあっちこっちで漏水が出てきてなれば、そのときは水道料を上げてみたり、一般会計から繰り出してみたりとか、ほかの起債事業等利用して修繕していかんやいかんという場合も出てくるかと思います。そりゃそのときで、水道というのは今すぐぼってしてすぐ修繕せんざいかん状態なもんですから、事前にそういうことが分かるとれば、担当課としても計画を立てながら耐用年数経過したのを修理していくというふうなことでそりゃ検討は必要かと思います。

以上です。

○議長（江口孝二君）

できれば事故等がなかように、もう漏水にも関わりがくるけん、そこらへんもっと担当と話ばしてもらって、水道料上げろじゃなかばってん、そこらへん必要になってくると思いますので、そん時前もって、やっぱい少し考慮してもらえばと思います。

答弁いりません。

○坂口委員

漁業集落排水とのさ、あと借入れのどんくらい残っとつとね。一番最初何億じゃいちょっと使ったろうが。そいから。

○環境水道課環境係長（塚本一茂君）

決算書の15ページをご覧ください。企業債の状況をここに示しております。今年度末の残高といたしましては、1億307万2,143円が残額として出ております。

以上でございます。

○坂口委員

何年償還になっとつと。

○環境水道課環境係長（塚本一茂君）

当初の分からずれば、償還のほうは、令和13年。当初の費用は13年度に償還が終わりますという計算になります。

○坂口委員

今令和7年かには。そして今の結構入らんやったいなんかあつとが、いろいろ問題のあつたいなんかしよつとたつとばってん、そういう状況は竹崎はやっぱいモデルんごとして作ったけんたいね。加入率もどんどん減いよつ可能性もあつかなて。やっぱい人口が減りたい、家が住まんごたつ状況のできよつとばってん。その分についてはどがん考えとつとかな。難しかかな。おいが言い方が悪かかにや。

○環境水道課水道係長（塚本一茂君）

今竹崎の処理区域内人口が470名ですね、今後確かに人口は減少傾向にあると思います。今後人口が減っていけば、その処理場が課題ということが仮になってくると思いますが、これは長期的な計画を基に処理場の施設の規模を下げていく計画を今後行わなければならないかなと思いますが、これはやっぱい長期的な計画を行わなければいけませんので、今の人口では、今の処理場の規模を維持しているというのが、課題かなと思っております。あと、新しく新築とか増えるというのがあまり期待がもてないのかなというところで、今管路の耐用年数がくれば維持管理を長期的に考えてというところですよ。

以上です。

○坂口委員

いつときはあそこも色々な問題というか、値上げばしたらどうかとか、何とか議会から出たいとか、何とかもあつたと思うんですけども、試金石ということでそのままの状況でいきよつとばってんが、そりゃそのままが一番よかたいね。そい以上負担的に。太良町が金持たんわけじゃなかし、貧しくても金はあつて言いよらすとやっけんね、町長が。そういう状況のなかで、あいどん長いスパンやっけん13年で償還てなことやっけんが、あと何年じゃいたいね。5～6年か。あそこ維持管理はそがん掛からんて思うとばってん、結構替えたりなしたいすつとに、金の掛かりよつちやなかね。思いのほか。そこんにきばあんたたちがもうちょっと長期に使えるような状況ばやっぱい作ってやってさ。もう耐用年数がきたけん止むつじゃのうして、やっぱいそいを3年、5年で持たせるような状況にして維持していくような考え方は持つとらんとかなて思って。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

議員さんが施設の延命化ということでおっしゃてると思うんですけど、現在も国の機能保全の補助事業を活用して施設の更新についてはそれを財源として、更新しているところでございますので、今後も有利なそういったメニューがあつたら、それを活用しながら、経費の削減に努めていきたいと考えております。

○坂口委員

その補助事業の金額たいね。例えばどのくらい補助の事業のあつとかちょっと分からん

けんさ。これに対して例えば 100 パーセントなのか 80 パーセント、90 パーセントなのか、その辺はどかん

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

現在活用している国の補助事業につきましては、工事費の 2 分の 1 が補助となっております。

以上でございます。

○峰委員

喰場地区のポンプは去年、今年新品に替えてもらったとですけど、昨日やったかな、もうちょっと故障という話ば聞いたとですけど。何で故障したと。そがん簡単に故障すつとですか。

○環境水道課簡易水道係長（樋口和規君）

昨日喰場地区で断水というかなった原因につきましてなんですけども、実際ポンプの故障ではなく、配水池に引っ張ってある電柱、九州電力の電柱のほうに落雷の影響によって、ヒューズが切れたということが原因停電を起こしていたという状況でありました。取り替えをし、昨日昼過ぎまで掛かったんですけども、無事今現在復旧しているところであります。

以上です。

○峰委員

ポンプ自体の故障じゃなかったとね。雷のひどかったとで。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

簡易水道の 8 ページに給水戸数が 4 戸減少しとって、その給水人口は 130 人ぐらい減少しとつとですよ。この何か理由があったら教えてもらいたいと思いますけど。4 戸に対して 130 人。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

簡易水道につきましては、13 地区にわたる事業運営を行っております。そういった中で、やはり世帯の人員が減った場合は、戸数に対してよりも、ちょっとやはり人口が大きく減るということで、給水戸数としては 4 戸しか減ってないんですけど、全体の世帯の人員がちょっと減ったためこういったかたちで 130 人という数値が出ているものと想定しております。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

世帯が小さくなったということですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

世帯人員が少なくなったということです。

○坂口委員

議長がちょっと先ほど聞いたところばってんが、水道事業の持ちこたえる年度と人員かな、人員も何年まで持つていうぎと変な言い方ばってんが、何年を目途に、例えばマイナスになっていくか、今のところプラスやっけんがマイナスになっていくかとか。

○環境水道課長（川崎和久君）

先ほど山口議員さんの質問のときにもお答えしましたけども、水道事業のほうで、経営戦略というものを作成しております。その投資、財政計画の調書によりますと、令和13年度で、当年度純利益のほうが129万5,000円という純利益となっております。それ以降14年なのか、15年なのかちょっと想定できませんけど、そのあたりでプラスからマイナスへ反転する想定を担当としては持っております。

○坂口委員

令和13年ということは、もう町長はおらんわけですね。町長がおらんていいよつとけ、町長が死ぬまでそぎゃんしてくいちゃ困るばってんが。そういう中で、先ほど太良町が基金のあったいね。余計。そぎゃんと何に使うかて言うぎと、やっぱい町民のために使わんばいかんと私は思うわけね。そいけん例えば水道料上げたか、いずれはそぎゃん状況になるか分からんばってんがさ、貧しかばってん金はあるとやっけんさ。そぎゃんとに町民に苦しい分は据えるぐらいは、手出しででんよかっちゃなかかなて気もせんでもなかし、いろんなどにせんばいかんでしょうけども、町民あつての町やっけんね。そこば考えれば少々のは貯むっぱかい貯めんちゃ、どんどん出してよかっちゃなかかなて思うとですけど、町長の考えをお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

今言われるごと、何でん必要かは上げたりなしたいもしてよかとですけど、基金はありやすつとですけど、目的基金ですたいね。しかしいろいろな形で、いつどうしていいか分からんときもありますので、あるけんがてむやみじゃなかとですけど、町民さんに極力負担を掛けんごたつたたちで、先ほどの国保、水道含めて上げんごと、上げんごととして、実はしているわけですね。ですから今後も必要に応じて、大きな事業とか何か出てきた場合は、そりゃやっぱいそのときは町民さんにも負担はお願いせにやいかんというときもあると思います。それ以外は今の状態ぐらいだったら、町のほうでいけるんじゃないかと言っておりますけれども、江口議長からもありましたが、早く耐用年数過ぎたものを一気に変えるという方法もあります。そのときは一般財源から繰り出してやるのかていうふうなことは、また委員の皆さん方と協議をしながら進めていきたいとこのように思っておりますので、できるだけ町民さんには負担を与えないようなかたちで取り組んでいくというのは、私の持論でございますので、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○坂口委員

町長の考えは聞きましたので、それはそれで有難いことです。あいどん例えば伊福の例もありますので、あぎゃんときはやっぱい有収率が悪かった、いろんな問題があつてね、あぎゃんとも一般会計から出せていうてしたわけたいね。今回もいろいろ問題もあれば、年次計画でいくともよか、そいも悪くなかいっちょん、負担はかけんごとして、あいどんすべきことはせんば。1億じゃいいくらじゃいかかったもんね。何億じゃい。伊福から問題のあつて。そいけんほかの地区でも同じこと。もうここて言うたときや、あんたたちもさ、町長の顔色ばっかい伺わんちゃ、もう壊れよっけんせんばいかんですよぐらい言うてさ。どんどん使わんばいかんさ。よろしく頼んどきますよ。課長。

○財政課長（西村芳幸君）

たしかに基金が6年度末現在で、一般会計の基金の総額でいいますと67億5,000万円程度でございます。令和5年度と比べれば、それでも3億3,000万円減っているんですね。ちょっと私としては、令和3年度が大体71億9,000万円あったのが、年々目減りしているという状況です。1つの要因としては、ふるさと応援寄附金がなかなか伸び悩んでいるというところもありますけど、ふるさと応援寄附金の今後業者委託しますので、その伸び次第で、また基金も積めると思いますので、その基金の使い方については、今議員がおっしゃるとおり、危険な水道管とか、他所の市町村の事例もございますので、そういった人命が一番大事でございますので、そういったしっかり手当をしなければならない分については、基金を取り崩してでも対応をしないといけないのではないかなとこのように考えております。

以上です。

○環境水道課長（川崎和久君）

先ほど財政課長のほうから、心強い言葉をもらいましたので、今後またそういった財政課長のほうにお願いしながら、一般会計からの繰り入れのほうを要望していきたいと考えております。

○峰委員

水道の有難みていうか、水の有難みはよう分かつとですよ。停電したい、やっぱい災害のときは、水のなかぎにや何もされん。そういう状況で、この水道係料ていうとは近隣市町に比べたら太良町の料金ていうとはどういう状況なのか。高いのか、安いのか分かりますか。

○環境水道課長（川崎和久君）

現在の太良町の水道料金につきましては、県内で1番低い料金体制で設定しております。

以上でございます。

○峰委員

県内で1番下で。ありがとうございます。

○大鋸委員

水道事業と簡易水道の8ページの水源地ですね。喰場水源地と大峰水源地、今ちゃんと出ていると思うんですが、このどのくらいの量、以前は聞かれたと思うんですよ。どのくらいそこを抽出というか、できるのかというのと、そういうのが分かるのかどうかというのと、水源地の管理、今ほかの北海道とかでは水源地が問題になっているので、ほかにも何かあったときにほかの水源地を確保しているのかどうかってちょっと町の状況をちょっと教えてください。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

今水道事業と簡易水道事業を一緒に言われたところですけど、水道事業につきましては、川原と大峰のほうに取水の井戸を持っております。水道事業につきましては、3水系あるんですけど、3水系ある中で管路が繋がっていますので、ある程度の他のところからのバックアップは可能なのかなと。しかしながら高低差が必要となりますので、高いところのお家については、どうしても一時的な断水が発生すると考えているところでございます。簡易水道のほうですけど、簡易水道につきましては、どうしても太良町の地理的要因が悪さして、管路自体をつなぐというのは困難であるということで、単体の水系でしか、やはり水の供給というのはできない状況です。そのため、井戸をもう1つ追加するとかいう方法もあるんですが、どうしても費用が伴うものでありますので、現状においては1井戸で各戸に供給している状況でございます。

以上です。

○大鋸委員

分かりました。取水が減ってきたりとかいうときの、前兆というかそういうのって指標みたいなのがあったりするんですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

町内の井戸で取水を行っているところについては、井戸の水位というのを点検のときに確認します。そういったことで渇水期においても点検の際に施設の状況を確認している状況でございます。

○山口委員

先ほど、峰議員のほうから喰場のほうで断水があったと言われて、前質問したことがあると思うんですけど、そのポンプに発電機を併設しているポンプがあると思うんですけど、それは全部のポンプについているんですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

発電機を併設している水源地につきましては、川原の第1水源地と亀ノ浦の水源地2か所でございます。

○山口委員

そしたら例えば大規模な停電とか、何かインフラの断絶とかあったときに水道が止まる可能性が、喰場のケースみたいにあるていって、例えば蓄電池を併設するとか、例えばポンプだけじゃなくて、そのエリアに多少の半日ぐらいの電力を供給できるような蓄電池とか、もしそういうのが設置とかできれば少し安心感が上がるのかなと思うんですけど、安くないので、例えばという話で、何かそういうのも今後調べていただいたらなと思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

議員おっしゃる異常時、災害時そういったことについては懸念しているところでございますけど、他の市町の状況などを勘案して今後研究していきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

ほかに質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第54号から議案第56号までを一括して採決いたします。

議案第54号 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第55号 令和6年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第56号 令和6年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について以上の3議案につきましては、原案どおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第56号までの3つの事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定しました。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

入れ替え、昼食のために暫時休憩いたします。

午前11 時 48 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

午前中の委員会の中で答弁漏れがありましたので、その説明についてよろしく願いいたします。

○税務課収納係長（平石信行君）

午前中答弁漏れがありました、所賀議員の質問についての国民健康保険税の町内、町外の内訳ですけども、町内が 51 名、町外が 18 名と以上のようになっております。

○所賀委員

ちょっとよかですか。町内、町外言われたとですけど、町内の方 51 名ていうと、同じような人がだ一っと 1 とか 2 とか未納かなという感じしとったですけど、そぎゃんじゃなかですね。名前まで言わんでよかけん、同じような人、例えばこいは所賀やった、こいも所賀、こいも所賀で年度で 1、1、1 てあったろ。そういう意味のあつとかて言いよつと。同じ人ていう可能性あつわけやろ。

○税務課収納係長（平石信行君）

議員のお見込みのとおりでございます。延べ人数です。

○所賀委員

あとでよかかけん、同じような人ずっとチェックしてあとでくんしゃい。あとでよかけん。

○税務課収納係長（平石信行君）

名簿をですか。

○所賀委員

名前はいらんけん。例えば A なら A。B なら B でよかけん。あとでよかです。

○税務課収納係長（平石信行君）

分かりました。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

そしたらあとでよろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

それでは、議案第 57 号 令和 6 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

事業実績について病院事務長の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては簡潔にお願いしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

《町立太良病院事業会計の事業実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

病院事業会計について説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。

先ほどから何回も行ってますように、質疑の方につきましては、必ず挙手で発言を求め、決算書及び審査意見書のページを言ってから、質疑をお願いしたいと思います。

質疑の方ありませんか。

○山口委員

決算書の 13 ページ、最初に事業報告をしていただいたところの、入院の病床で一般病床が 30 床、包括病床が 30 床というふうになっていると思います。これ一般病床と包括病床と何がどう違うのかというのをちょっと教えてもらいたいんですけども。

○太良病院事務長（井田光寛君）

一般病床というのは、通常の病気に罹られた方が、まず一般病床と、回復期病床、療養病床というような感じで、大きく区分が分かれていて、太良病院の場合は、まず一般病床というところの入院基本料の算定をしているところです。患者さんとしては、もう一般というぐらいだから、幅広く診るような病棟にはなります。全体的にそういういろんな疾患の方を診るところが一般病床で、包括病床というところは、地域の高齢者の方々が、肺炎だとか、高齢者に多いような疾患で入院された場合に、早めにリハビリとかを施行して在宅に早く復帰してもらおうというのが、1つの目的と示されているような病床になります。回復期に近いような病床なんですけど、一般病床の算定のところを話しますと、入院の基本料が 1～7 まで、7 段階ありまして、それぞれ点数が決まっていますが、包括医療病床というのは、まるめの算定になりまして、もう 1 日幾らですよ。あとは入院期間が 60 日までということで決まっています。だから 60 日間のうちに早めに退院できるようにリハビリをしっかりとって、在宅に帰っていただくというような目的の病床が地域包括ケア病床になります。

以上です。

○山口委員

その国の算定の要件とかの兼ね合いでこれを5床増やして、今まで25だったのが、30にされている話だと思うんですけど、この割合、一般病床が30、包括病床が30というので、今の町民さんのニーズというか、そういうものに十分受け入れるキャパとしては問題ないレベルということですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

現状30、30のうち、20～23床ずつぐらいが常に埋まっているぐらいなので、本当ちょうど半分ぐらいが、ニーズにはあっているのかなとは思っています。それともう1点ちょっと補足ですが、診療報酬改定で本当に対応していくのが難しくて、入院基本料、うちが取る入院基本料の4ていうのを今算定しているんですが、それを算定する基準を満たさなくなりそうな診療報酬改定だったんですね。それを満たすためにベッドの機能を変更したというのも1つあります。機能の変更と先ほど言われたニーズにもちょうど合っているのかなというところで30、30にしたところですよ。

○山口委員

今の30のうち20～23ぐらいが埋まっている状態で、そのお断りする、そういうことは基本的にないということ、病床の利用率というのが68.9%というので、類似病院が60%なので、それと比べたらまだ高いかなと思うんですけど、例えばこれあまりに低く、68%ぐらいになってくると、例えば病床数を減らしてくださいとかそういう圧力じゃないですけど、そういうのって国からきたりするんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

コロナ前ですかね。病床削減の話が全国的に話題になったと思います。その当時は今議員言われたように、稼働率が70%、3年連続続いたら病床削減をしなさいというようなちょっと強い言い方で国のほうからも言われていた状況です。コロナが流行った後は、そこまでそういう圧力はないんですが、人口減少であるとか、働き手不足とか、そういったところが本当に病院事業のそういうふうな状況になってきていますので、自然と国の方は病床が減っていくじゃないかと見込んでいるような感じがあります。

○所賀委員

審査意見書を見ていますが、67ページ収益的支出という欄があるんですよね。収益的収入からいきます。病院事業収益があって、その中に医業収益ていうのがあって、入院収益、外来収益、その他医業収益ていうのがあつとですが、これ前年度と比べて減ってきてとつとですよ。このみんな減っているわけですが、その減った要因というか、原因というかその辺の追跡把握はどのようにしておられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず入院収益の方からの減少の要因として説明します。最初に説明した整形の手術数の減であるとか、あと整形外科の常勤の先生、院長ともう1名、合計2名の先生いらっしゃるんですが、もう1人の先生が2か月程度育休を取られまして、その間手術ができなかったりとか、そういうのが大きく影響はしています。手術件数が前前年250件から、前年が200件そういったところでやはり収入には大きく響いてしまっているというところなんです。その分整形外科だけでの減が4,600万円程度あっています。次に、外来収益になりますけど、外来のほうも先ほど話しました小児科のほうですね、常勤から非常勤になっています。その外来の部分の小児科の収益が前年度、令和5年度が4,580万円程度あったのが、令和6年度が1,500万円と3,000万円ほど減少しているところです。そこが大きく先ほどの入院収益、外来収益の減に繋がっているところです。

以上です。

○所賀委員

分かりました。そうすると先生が来られんようになって手術あたりも減って、当然それは入院のほうの収益にもかかってくるっていうふうな考え方ですね。それは令和5年から6年の決算ですが、令和7年度は回復しますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

外来部分に関しては、小児科の先生、前年と同じ週3日の状態なんで、令和6年度と小児科の収入としてはあまり変わらないのかなていうか、すいません、コロナとかの検査も減っているんで、前年度よりはもしかしたら、今の状況では減る可能性はあります。あと、入院のほうは先生が2人フルでやっていただければ、前年よりは増加にはなるとは思っています。

○所賀委員

今んととちょっと話は変わっとですが、67ページを見てみますと、医業収益対給与費、医業収益に対して給与費がいくら占めているかというのを見てみますと、令和5年度では、給与費の占める割合が68.8%、私が計算間違いじゃなかかなと思うんですけど、令和6年度に関しては、75.3%給与費が占める割合医業収益に対して占める割合が変わったんですが、これえらい令和6年度は75.3%大きくなったなと思うんですけど、何か要因があったんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず医業収益が落ちている、収益が落ちていて、給与費が上がっていますんで、比率はもちろん上がります。給与が上がっている理由としては、ベースアップ等を今医療、介護業界ベースアップをなささいということで、国のほうから強く言われていますので、ベー

スアップをした結果、給与費が大幅に増となっているというところで、それに伴った収入という部分ですけど、これも本当病院って診療報酬、ほぼ 97.8%は診療報酬に従って、収入を得るわけですけど、それに見合った改定がなされていないというところは 1 つの理由かと思います。

○所賀委員

令和 5 年度の 68.8%、約 69%は要するに、ベースアップはなかったやろ。医業収益あたりも見合ったところの給与比率で思うとですけど、こがんベースアップして高くなるもんですか。これベースアップもしせんやったらどれくらいになりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

すいません。ベースアップをしなかった場合の数字までは今持ってはいません。ベースアップの金額としては、1 人 7,000 円程度行っております。医業収入が大幅に減少しているので、比率が大幅に上がっているというところですよ。本当に利用率が 68.9%だったですかね、それが目標としてはもう 80%ぐらいを目標にはしているんですけど、いろんな理由があって、そこまで到達できなかったというのが現状です。

○所賀委員

令和 7 年度ですけど、今も 8 月終わって 9 月に入ったわけですが、現在の進捗状況、予算に対しての執行と言いますか、その辺は割と順調に入院にしても、外来にしてもいきよっ感じでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

予算に対してはちょっと厳しいのかなというところがあります。前年度比というところで話しますと、若干プラスにはなっているような感じです。これは 8 月末までの状況です。

○山口委員

決算書の 12 ページに一般会計の繰入金というので、キャッシュ・フロー計算書に 1 億 4,219 万 8,000 円というのがあるんですけども、この繰入金が 1 億 4,000 万近く一般会計から繰り入れられているというので、これ 1 年間で毎年これぐらいが一般会計の繰入金としてあるという理解でいいんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

一般会計から繰り入れていただいているものについては、総務省が示している繰り入れ基準に従って繰り入れていただいていますので、大体毎年このくらいの金額にはなるかと思っています。

以上です。

○山口委員

町の病院ということで、公益的な性質が強いので、ある程度お金を投入して維持をしないといけないんですけど、例えば町外の方、例えば流行って町外の方がどんどん来るみたいな状態になったとき、例えば町内の人があんまり医療を受けられないとか、待たないといけないとか入院ができないみたいなそういう状態になると、あまり良くないかなと思っています。町からお金を繰り入れている部分もあるので、例えば町民を優先してほしいみたいなあると思うんですけど、今現在そういう混み合いすぎているとかあるのか、その町民さんが入院したり、外来で来て不便を被るようなのが今現在起きているのか、起きそうな可能性があるのか、ちょっとそのあたり分ければ教えてほしいなと思うんですけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず第一に病院として、患者さんを断っちゃいけないというのが基本にありますので、どこの地域から来られた患者さんであっても、浮浪者であっても、受け入れはきちっとしなきゃいけない。地域が違うからといって、優先順位をつけることもそりゃちょっと問題になると思います。混み合っているところがあるかということですけど、若干整形外科のほうは待ち時間というのは発生はしております。その解消というところでは、いろんな業務効率化であるとか、スタッフの配置とかでやりくりをしています、これ以上増えるとかやっぱり医者数というところになる可能性はあります。

以上です。

○山口委員

太良町結構一次産業で農業とかしている方が多いので、やっぱり主な病気というか膝、腰にくるので、整形の方が多いと思いますけど、やっぱり医者の不足がずっと言われているので、今現在ちょっと確保の状況とか、例えば佐賀県内から来るのが難しいようであれば、例えば自治医科大学じゃないですけども、そういう方は僻地に来てくれたりするので、そういうところから例えば医者の方に来てもらえるような可能性があるのか、ちょっとそういう状況で医師の確保について状況とか、ほかの……があるのか教えてほしいんですけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

基本的なところで、佐賀大学の医局部の人事ということで、内科、整形外科、小児科そういったところは常に連携は取れているんですが、なかなか派遣ができない状況だということです。そういったところで人材紹介会社、民間の紹介会社を使いながら、いろいろやり取りしているんですけど、そういったところの紹介というのが最近は増えてきているのかなと思います。紹介してズームで面接したりとか、そういったこともやっています。今言われた自治医科大学にというのが、そういったところの先生が紹介されて、ズームの

面接までにつながるということも実際ありますけど、直接今のところは採用には至ってないです。ちなみに以前いらしゃった小井出先生は自治医科大学出身だったんですけど、やっぱり自治医科大学の先生、地方を回られるんですね。太良も地方といえば地方なんですけど。太良より今本当困っている東北部、北海道そういったところに行かれている先生が多いような感じはします。特に震災とか、能登半島の地震とかそういったところであいう災害があった場合とかも自治医科大学の先生そういったところに行かれているんで、通常の医療もやっている地域に派遣を優先的にというのはなかなか厳しいのかなと思っています。

以上です。

○大鋸委員

これというよりも、さっきの医師不足の山口議員の関連で、医師不足の点で24時間の対応されるという状況じゃないですか。その辺は以前も聞いたと同じようにしばらくは維持は可能というところで認識しとって大丈夫でしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

そこは大丈夫とは思いますが。大丈夫なように、働き方改革とか先生方の時間管理も本当に厳しくなっている中で、昨年、一昨年の夏場ぐらいから人材紹介会社から日曜日の日勤から月曜日の朝までの紹介をいただける回数が非常に増えてきました。支出的にはすごく大きくなるんですが、そういった方もだいぶ増えてきたので、24時間体制というのは維持はできると思います。

○大鋸委員

それに加えて、24時間体制ということは、病院の患者さんにも対応するという認識でいいですね。もしそれがなかったら、病院では医師が空白になるという認識になるんですよね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

そういうことです。病院で1名、病院の場合は一人置いておかなければいけないので、常に一人の医者はいるという感じにはなりません。どうしても外部の先生の当直入ってもらって、引継ぎ時間とかいろいろそこらへんも常勤の先生にカバーしてもらったり、切れ目がないようにということでやっています。

○待永委員

すみません。未収金についてお聞きしたいと思います。だいぶ金額減ってきたとは思いますが、あまりここ2〜3年見ていたら動いてないみたいなのところもあるので、どういう状況なのかというのと、それから取り組まれていること、それをお聞きしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

未収金、今議員言われるように、なかなか動きがないというのも現状ですけど、まずは未収金発生したらすぐ電話をする、それと督促状を郵送する、あとは各家庭に訪問するというのをやっております。なかなか納入していただけない方は次来られたときとか、電話で呼んだりとかして、誓約書を分割払いの誓約書を書いていただく、そういったことや、保証人の人をもう一回確認して連帯保証人のほうに請求をするであるとか、そういったことをやっているところです。分割払い何10万円という入院の未収があっても、分割で1,000円ずつとかですね。本当に厳しい方がいらっちゃって、金額をあげたいんですがなかなかそんなくらいしか払えないというのも実際いらっしゃるといとはあります。最近あったのが、連帯保証人に全然違う兄弟さん、全く知らない、知らないていうか入院された本人のことを知らない遠くの兄弟さんの名前を書いて印鑑を打っていて。その方が全然連帯保証人が入院されたことを知らなかったとか。そういうのもいろいろやったり取り取りしていく中で出てきますので、細かく追跡しながら収入をしていただくように努めているところです。

○待永委員

連帯保証人1人は町内の方を普通希望されるんですよね。病院によって違うんですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

すいません。

病院によっては違うと思いますけど、うちは町内の人に絶対書いてくださいというのは決めてはいないです。でも大体入院するときは、家族の状況とか分かりますので、そこで確認はある程度はできるんですけど、そんな中でキーパーソンになる人、通常着替えを持ってきたりとかしてくれる方が大体は書いてもらうようにはしています。

○待永委員

それともう1つ今後も経費はかさんでいくし、人件費も上がっていくと思うので、それをずっと黒字にしていくには、やっぱり病院の本当は病人さん少ないほうがいいんですけど、ある程度その病人さんを増やしていくというのはおかしいですけど。私七浦の友達から言われたんですよ。自分のお母さんの手術を膝ですね、したいけどリハビリに連れていけないと。それで前も言ったことあると思うんですけど、病院がその送迎の車をもし持っていたら、もうすぐにでも手術させたいんだけど、そこがネックだって言われたことがあるんですよ。そのへんも少し考慮できたら、やっぱりリハビリは大事だから、リハビリはしたいけど、行けないという、そこがネックな方もいらっしゃるので、そこも1つの対策として考えていただけたらと思うんですけど。いかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

本来理想的なところは議員言われるとおりだと思うんですけど、なかなか公的医療機関としてタクシー事業みたいなところを圧迫するようなことはやっぱりしちゃいけないと思うんですね。町内のほうは今コミュニティバスとかが走り始めてだいぶ利便性は上がってきていると思いますけど、今言われたリハビリの方々すべての送迎という公平性を持った送迎と考えたときに、バス何台あっても足りないです。そこに係るバス、人件費考えていたらちょっと公平性を保ったサービスというのは、なかなか難しいのかなとは自分は考えているところです。申し訳ありません。

○坂口委員

太良病院については、事務長、院長はじめそれなりにしていられると思いますけど、普段テレビで全国ニュースあたりば聞きよったら、非常に病院が潰れたりとかそういう状況が出てきよっていうふうなニュースあたりも聞くとぼってんが、その辺についてはどがん考えを持っておられますか。どがん状況かなと思って。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

議員言われるように、全国の病院もこれ民間病院を含めてなんですが、半分以上の病院が令和5年度の決算で赤字という状況です。そういうところもあって、先ほど言いました、診療報酬の改定、大幅改定をするべきだということで話も上がっているところではあります。町立太良病院として、やはりこの地域に病院として1つしかありませんので、やはり地域の住民の健康守っていくためには、絶対なくしてはいけないものですので、人口減少とかも働き手不足とかありますが、今の病床をまずは高齢者人口が今後十数年は2040年ぐらいまでは太良町変わりませんので、そこまでは今の状況を維持していくというのは必ずやっていかなければいけないと思っています。

○坂口委員

今昔を考えれば非常に変わってから、うまくいきよっかなていうて、あいどんそういう世の中の状況やっけん、どがんなっかなと思って心配しよっもんじゃっけん、そういう場合は町長いくらかでも昔のような状況で太良病院を維持していくような考えは持っておられませんか。

○町長（永淵孝幸君）

今事務長からいろいろな話があつておりますけれども、病院系はドクターがおつて初めて患者さんは来てくれると。しかし、ドクターがいなかったらその分の診療科はこちらにきてくれんというふうなことがありますので、今私も以前佐賀医大のほうに先生をお願いに行ったわけです。それは小児科の先生やったですけどね、そういったことでなかなか厳しいところもありますけれども、じゃあ前から言っておりますけれども、赤字になった

から、もう運営が厳しいから、じゃあやめようというのを私はしてはいけないと思います。こういう自治体運営で太良町に1つしかない病院ですからね。ですからそこはやはり少しは先ほど町民に負担を掛けんごとていう話もありますように、一般財源から繰り出し基準に乗っ取ってやっておられますけれども、そこにプラスアルファをつけて運営をやってもらおうという方法も今後は出てくるのかなと思っておりますが、昔みたいにていうか、とにかく今改革をしながら、太良病院も一生懸命ドクター、事務長、看護師さんでやっていただいておりますので、要は町民ができるだけ町立病院を利用してもらおうというのが一番かなと思っておりますので、今のやり方で大変でしょうけど、トータル的には収益を上げておられますので、頑張ってください、この町立病院を続けていただきたいとこのように思っていますし、私も続けていく必要があるとこのように思っております。

○坂口委員

幸いにして、院長を逃がさんような状況ば、おってもらような状況をやっぱり事務長はじめ、職員の皆さんしていただきたいと思います。それとは別にちょっとこい病院と関係なかかも分からんとぼってんがですよ、例えばテレビでもちょっとあいよったとぼってん、救急車をタクシー代わりにしたいなんかいろいろな救急車は必要なごたっ病人が救急車使うとかなんとかで、救急車の有料化ていうなことばちょっとテレビであいよったけんですよ。そういうとはちょっと今病院と関係なかかどがんか、これは杵藤広域消防に関係あつとかなて思うとですけど、その辺はどういう状況か分かれば教えてください。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

現状杵藤保健管内ではそういった話は具体的には出ておりませんので、タクシー代わりに使って、1回何千円とかそういうことはまだ始まることはないと思います。

○坂口委員

何かの会合の折には太良町でも結構タクシー代わりに使ったりなんかていうか、結構行きよつともあいよつかなと私は地元のことは言われんとぼってん、そがんやっで行ったりなんかしよらすけんが、その辺についてはやっぱり何かの会合の折には他所なみじゃなかけど、やっぱい病状によってそういう状況ば今後はしていかなばいかとやなかかなて気はしよつとですけど、その辺は会合の折にはやっぱり杵藤あたりもそういう部分については、ある程度料金を取るとかなんとかせんぎと、もうタクシー代わりに使われるような救急車じゃ大変と思うけんが、その辺話合いあたりばしてもらえればなと思うとですけど。

○町長（永淵孝幸君）

そこについては防災関係で、杵藤消防関係のその救急関係が出てきますので、そういった折に電話があれば、救急隊としてもどうしても出動せんわけにはいかんと思うとこがあるわけですね。そして結果的に行ったぎと、あんまい大したあいじゃなかったというごた

っことが無きにしもあらずと思います。そういったところは杵藤消防関係で話の中で充分チェックしながら、やってもらいよって思うとですけど、救急車をタクシー代わりにせんというごたっことはそれはまず我々町民としても、広報していかんやいかんかなと思うところもありますので、病院ではこれはちょっとなかなか話ができないんじゃないかな。

○坂口委員

ごめん。これちょっと外るつとばってん、これは今後町長にちょっとお願いですけども、そがんやってしよったら、ちょっとしたあい減ったていうてですよ。何でんかんでん呼びよったとが、やっぱりだいぶ減ってきたていうとのテレビであいよったけんですよ。町長杵藤の会合とかなんとかした折には、やっぱりそがんとも含めてもう対応しよかんぎですよ。肝心なときに救急車のおらんぎと意味なかけんですよ。是非町長会合のときに言ってもらえればなと思って、いらんこと言いましたけれども。

○町長（永淵孝幸君）

はい。分かりました。そして病院と違いますけれども、そういったところで。しかし消防署も電話かかってくればなかなか行かんぎた、行かんでやられるところもあるし、難しいところもあって思いますけども、タクシー代わりには使わんごとていうごたっことでこちらから普段から広報をしていく必要があつとかなと思いますので。

○坂口委員

ごめん。いらんこと言うて。例えばテレビであいよったっさ。何キロでいくらとかさ。そいばしよったぎとだいぶ減ったて。本当の病気の困った人たちを受け入れるような状況のできてきたてテレビであいよったさ。そいよか考えなと思って。町長お願いします。そがん話ばしてください、そんときに。すいません。

○森田委員

待永議員に関連していると思いますけど、決算書の10ページの未収金のことなんですが、先ほど説明で患者さんを選んではいけない、例えば浮浪者でもという話をされましたけど、この未収金のなかには、そういう例えば通りすがりの方が怪我とか何とかされて処置はしたけど、お金は持ってなかったとか、そういうのも含まれているんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

現在の未収金の中にはいらっしゃらないです。以前は外国籍の方でいらっしゃったんで、それは申し訳ないですけど、不納欠損処理させていただいた経緯はあります。現状は大丈夫です。

○森田委員

もしそういうことがあったときに、何かマニュアルとかそういうのがあったりするんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

通常の集金の方法でまずはやっていきますけど、浮浪者でもう住所が不明であるとか、全く分からなかったら、町のほうにも相談して戸籍のほうとか、そういった方向に進んでいくと思います。

○峰委員

16 ページの工事関係でちょっとお尋ねしたいんですけど、医師住宅の解体工事、これは住宅が何か所か一緒に集合住宅なのか、それとも 1 軒なのか。どういう体系の工事をされたのか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

これ 2 つありますけど、1 番のほうは今現在新しく医師住宅 6 棟病院の横に造ってますけど、その横に車庫だけ 1 つ古いのがあったんですね。そこを取り壊しをしています。理由としては屋根が剥げて近隣に迷惑をかけていたというのがありますので、そういった理由で取り壊しをしました。2 つ目が油津のほうの元農業倉庫横にあった住宅 1 軒家です。平屋の一軒家です。ここも浄化槽がもう使えないということで、浄化槽の修理をするのに 150 万円程度掛かると言われましたので、もうそういう改修をしてまであそこを維持するのは、余計費用がかさむということもありまして、解体をしました。

以上です。

○峰委員

家一軒解体をしたということですけど、町内の業者に委託をされた。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

この解体工事、建設課に委託をしてやっていただいています。すいません。今はっきり覚えてないんですが、町内の業者だったとは思いますが。

○山口委員

結構関節とか整形外科に雇われる患者さんが相当数いらっしゃると思うんですけど、最近いろいろ再生医療とか自由診療みたいなのであると思うんですけど、例えば PRP 療法とかっていうのが、自分の血小板を増やして使うみたいな、自由診療にはなるんですけど、そういう保険が適用されない医療形態というのもオプションとしてはあると思うので、病気の人を受け入れ続けるには限界が数としてはあるのかなと思うので、そういう自由診療を取り入れる、再生医療系の余地っていうのが太良病院あるのかなというのをちょっと聞いてみたいと思ったんですけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今言われた件に関しては、院長と話をしなきゃちょっとはっきりは言えませんが、現状ではそういった先進医療的な自由診療の部分は、やはり高度医療機関に任せるべきかなとは思っています。そういったところで実績が出てきた上で、こういった地域の医療機関が要望があればやる機会が出てくるかもしれないぐらいかなと思っています。積極的にそこをやっていけば患者さんが増えるんじゃないかっていう話だと思うんですが、そこを積極的にやっていくのは今の医師数からしても、医療体制からしてもなかなか難しいのかなとは思っています。

○山口委員

何でこういうことを言っているかという、その診療科目別の患者数の推移というのをちょっと見よったら、ほぼ多分6割ぐらいは整形外科の患者さんということで、太良病院結構整形外科とか腰とか特に膝とか例えば首とかそういうことについてかなりの専門性があるんじゃないかなというのがあるって、そういったもし再生医療みたいなものを受け入れて、町民さんは半額でいいよとかになれば、皆さんそういう膝の悩みとかから解放される可能性があるのかなと思ってちょっと検討いただければな。普通に受ければ高いけんですよ。太良町民だと半額とかになればちょっといいのかなとふと思ってですね。すみません。答えようがないかもしれません。

○太良病院事務長（井田光寛君）

すみません。なかなか難しいところかもしれませんが、院長にはちょっと話はしておきます。

○町長（永淵孝幸君）

ちょっとよかですか。何とか町民さんにだけに特別待遇で半額よて、じゃあどこまでどがんした人ば半額するのかといういろいろあるけん、まずは半額というのは考えちゃいかんて。正式医療費ば納めてもらわんぎにや。それで赤字がどうのこうのて言いよって、半額にせろてなんて、そりゃあんまいじゃなかねて言いたかったわけですよ。ですから、そこら辺は分かっていたいで。

○山口委員

ちょっとだけ補足していいですか。半額にするというのは、赤字が出ない程度に半額に。

○町長（永淵孝幸君）

今でもぎりぎりのところでやっとなんぞ出しよらす状態やっけんが、これで半額とか何かいろいろ出てくるぎん厳しくなっけんがですよ。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。討論の方ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

討論ないので、採決いたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

すいません。1点補足をさせて下さい。医者の数についてですけど、今年度から内科の先生常勤の先生が1名増になっております。ちょっとその報告です。あともう1点2名先生がもう80歳越しています。そういったこともありますので、本当良い先生がいればそこもちょっと重なりながら、ちょっと人件費的には増えると思いますが、次の世代ということで、医師数、人件費の増、そういったのがここ2～3年ちょっと増える可能性はあると思いますので、その辺はご了承いただければと思います。よろしくお願いします。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

それでは討論の方はないようですので、採決をしたいと思います。

議案第57号 令和6年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、本案は原案どおり可決及び認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

異議なしと認めます。よって、議案第57号 令和6年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本日は6つの案件を終了しましたので、これにて散会したいと思います。第2日目の16日も9時30分からの再開いたします。よろしくお願いいたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時9分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

委員長 竹 下 泰 信